



沼島の新たな玄関口

沼島への海上アクセスの玄関口となる「灘ターミナルセンター」が四月二十九日、完成しました。

この施設は今まで利用していた「土生待合所」から約四百メートル東の位置にあります。

鉄筋コンクリート瓦葺平屋建てで、駐車場（四十八台内、身障者用二台）と新しい船着場が隣接しています。うずし

灘ターミナルセンター完成



▼灘ターミナルセンター完成を祝つてのテープカット

神代地区に安心安全な公園

神代コミュニティパーク完成



▲神代コミュニティパークで遊ぶ子どもたち

防災機能を備え、緊急避難場所にもなる公園「神代コミュニティパーク」がこのほど、神代小学校前に完成し、地域

の憩いの場として親しまれています。

旧三原町では阪神・淡路大震災を教訓に、貯水槽や防災備蓄倉庫等を備えた公園を小学校区単位に一つ整備してあり、市、八木、榎列地区に続いて四か所目の完成となりました。

完成した公園は面積約一〇八〇平方メートル、敷地内には論鶴羽山脈の峰をイメージした休憩所や遊具を配置。小山の地下には防災備蓄倉庫を備え、また、非常時の水源として手押しポンプ式の井戸が設けられています。

地元の方々には「老人にもやさしく、子どもも安心して遊べる公園なので、地域の交流の場として期待ができる」と完成を喜んでいました。

貴重な文化財を記録保存 嫁ヶ淵遺跡の記念碑が完成

賀集浄化センター工事によって発見された嫁ヶ淵遺跡（賀集立川瀬）の記念碑がこのほど完成し、現地に設置されました。

嫁ヶ淵遺跡は淡路島最大級の奈良時代前半の官衙（役所）跡で、一般集落とは異なった掘立柱建物十五棟と役人が使用する硯などが多くみつかりました。三原郡衙（郡役所）の一機関と考えられています

が、国司（国の役人）などが使用する特種な硯の出土により、淡路国府（国の役所）成立以前に、国司が執務を行う国府の機能の一端を担っていた場所といわれています。

記念碑銘版は自然砂岩に縦九十センチ、横百二十センチの彫り込みを作り、ステンレス板をはめ込んだものです。遺跡の建物配置図や写真も付けられてわかりやすくなっています。



▲賀集浄化センター横の嫁ヶ淵遺跡記念碑

第3回南あわじ市議会定例会日程 議会事務局 ☎43-5005

本 会 議	第1日目	6月3日(金)	施政方針・新年度予算の説明質疑ほか
	第2日目	6月6日(月)	新年度予算の質疑ほか
	第3日目	6月7日(火)	
	第4日目	6月8日(水)	一般質問
	第5日目	6月9日(木)	
	第6日目	6月10日(金)	
第7日目	6月20日(月)	追加議案の上程・質疑ほか	
第8日目	6月29日(水)	各常任委員会審査報告・表決	

委 員 会	総務常任委員会	6月22日(水)	付託議案の審査
	文教厚生常任委員会	6月24日(金)	
	産業建設常任委員会	6月23日(木)	
	決算審査特別委員会	6月3日に設置予定	平成16年度旧町および郡広域公営企業法適用による特別会計
	予算審査特別委員会	6月6日に設置予定	平成17年度予算の審査

※本会議・委員会は午前10時より開催されます。
 ※本会議の傍聴（中央庁舎3階議場）にお越しください。
 ※本会議および委員会（特別委員会含む）の日程を市ホームページの議会欄に掲載しています。また会議等は、インターネットによりパソコンおよび分庁舎のロビー、公民館等のテレビで見ることが出来ます。
 テレビ設置場所は、中央庁舎1階ロビー、緑庁舎1階ロビー、緑市民センター1階ロビー、西淡庁舎1階ロビー、西淡第2庁舎1階、三原庁舎1階ロビー、三原公民館1階ロビー、南淡庁舎1階ロビー、南淡公民館1階ロビー

年金だより

「保険料が高くて納付できない」そんな20歳代の方は若年者納付猶予制度のご利用を

これまでの免除制度では、本人の所得が低くても同居している世帯主（親など）の所得が高いと保険料の納付が免除になりませんでした。

そこで、四月から若年者（二十歳代）の方を対象に、世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されるようになりました。

【若年者納付猶予制度】
 若年者納付猶予制度の承認を受けた期間については下記のようになります（学生納付特例の取扱と同じです）。

【申請手続き】
 総合窓口センター・出張所・連絡所・支所へ次のものを「ご持参ください」。

①基礎年金番号のわかるもの（年金手帳または納付書など）

	若年者納付猶予制度の承認期間
老齢基礎年金を請求するときは	受給資格期間に入ります
老齢基礎年金額の計算では	年金額には反映しません
障害・遺族基礎年金を請求するときは	納付済み期間と同じ扱いです
後から保険料を納めることは	10年以内なら納めることができます（ただし、2年を過ぎると当時の保険料に一定の加算がつきます）

②印鑑
 ③失業を理由とするときは、雇用保険受給者証・雇用保険被保険者離職票等
 ※申請は、毎年必要です。
 ▼問い合わせ 市民課 ☎43・5023、明石社会保険事務所 ☎078・912・4916

ふれあいの市長室 新シリーズ 誇れる「南あわじ市」を誇る20年

南あわじ市長 中田勝久

南あわじ市の誕生からはや、五か月を迎えようとしています。地図上ではひとつになっています。とはいえ、旧四町の間には、まだまだ目に見えない心の境界線が残っているように思います。四町の歴史や地域性、魅力などは違っています。せつかく合併したのですから、それぞれのすばらしさをひとつにしてこそ、新たなまちづくりや市政運営に生かされるものと思います。良さを生かしながら、一日も早く、心の境界線をなくしていきたいと思えます。

市の向かう方向

以上のようなことから、これから市政を取り組むにあたっての三つの方向性を考えました。①市民の皆さんが誇れるまちとなり、旧町意識を越えて気持ちの調和を図り、助け合いながらまちづくりを進める。②市としての政策、市長の考えを市民に知らせていく。何を主に取り組んでいるか？何が問題か？などを知っていただくことが必要。③市民が自ら考え、動き、活動する。市として、可能な限り、そのような努力が報われるように支援していく。そのようなことを考えています。

誇りを持つ

さて、南あわじ市が誕生して、誇れることができました。数字上のことですが、南あわじ市と今年四月に誕生した淡路市、洲本市と五色町が来年二月十一日に合併して誕生する洲本市、これらの現時点での人口、面積を島内で比較すると、南あわじ市は一位となります。これに限らず、農業や漁業、瓦産業、観光業、その他においても、淡路の中では群を抜いています。比較だ